

令和3年第1回（3月）大磯町議会定例会

# 議案第25号説明資料

令和3年3月18日

大磯町国民健康保険条例の一部を改正する条例

---

## 資料

---

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1
新旧対照表	-----	2

町民課

# 大磯町国民健康保険条例の一部を改正する条例

## 1 改正概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号。以下「改正法」という。）が令和3年2月3日に公布され、これに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等の一部の改正が行われ、令和3年2月13日に施行されました。

今回の改正により、新型コロナウイルス感染症の感染症法における法的位置付けが「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）が改正されたため、大磯町国民健康保険条例（昭和34年大磯町条例第9号）の一部を改正するものです。

## 2 改正内容

### (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う規定の改正

改正法が施行されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2が削除されたため、新型コロナウイルス感染症の定義として条文中で規定を引用している箇所の改正を行います。

なお、新型コロナウイルス感染症の定義については、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」となります。

### (2) 施行日

公布の日から施行し、改正後の条例の規定の適用は、改正法の施行日となる令和3年2月13日からとします。

(参考：令和2年6月議会定例会における議案第27号の内容)

大磯町国民健康保険条例の一部を改正する条例 ・傷病手当金の支給に係る規定の追加（本則）
--

大磯町国民健康保険条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第7条 省略 (傷病手当金)</p> <p>第8条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。))に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。</p> <p>2～3 省略</p> <p>第9条～第17条 省略</p> <p><u>附 則</u> この条例は、公布の日から施行し、改正後の大磯町国民健康保険条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。</p>	<p>第1条～第7条 省略 (傷病手当金)</p> <p>第8条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。</p> <p>2～3 省略</p> <p>第9条～第17条 省略</p>